

の袋井人  
FUKUROI PERSONAL FILE

革が作る無限の造形の可能性に  
ものづくりの楽しみをミックス

日本革工芸展入選 石川利江子さん(上久能)



「革って、切る・縫う・折る・編む・ねじる・叩く・重ねるといった技法によって、いろいろな形が作れるんです。」

それに、化学繊維など、ほかの素材とは違う独自のあたたかさや奥深さがあるんですよ。」

今年1月、東京都池袋の芸術劇場で開かれた日本革工芸展。会場に並ぶ数々の入選作品の一つに、石川利江子さん(53歳)の作品が展示されました。

利江子さんが革の魅力に出会ったのは8年前。旦那さんの影響を受け、大型二輪免許を取得し、バイクに乗っていた時、身に付けていた鞆について友人から「それって革製？」と聞かれました。

「その鞆はビニール製だったんですが、その時、革でオンリーワンのデザインを作ってみたい!と思ってたんです。」

興味を持った利江子さんは、

さっそく市内の革教室「こまくさ革工房」へ。そこで革の技法を学びながら、革を使ったアートがあることを知ります。

「革工芸というと、鞆やメガネケースなどの日用品を思い浮かべがちですが、そこには革の特性を活かした様々な芸術の世界があったんです。もともとデザイン関係の仕事をしているのですが、手掛け

ていたのは平面が主だったこともあり、立体表現ができる革工芸にどんどんひかれいききました。」

以後、革工芸にはまり様々な作品を制作。そして昨年、日本革工芸展に初めて出品したところ、見事、入選を果たしました。

「日本革工芸展は毎年開催されていますが、やっぱり自分の作品が展示されているのを見るのはとてもうれしかったです。」

週末は、旦那さんが経営する喫茶店で、お店を手伝う利江子さん。4月からは、革工房の先生の紹介により、静岡理科大学で週に1回、ものづくりの楽しさを教える授業の講師を行うことにもなりました。

「革の面白さや奥深さを学生さんに伝えていけたらと思うています。」

革工芸に限らず、自分の手で何かものを作ることに楽しさの可能性は無限大です。皆さんも、ぜひ、何かものづくりに挑戦してみてください。楽しんでですよ。」



入選した利江子さんの作品「ものごとの…」  
ものごとの三面性を、作品の両面を使って表現  
(この作品は、すべて革を加工して作られています)

袋井で活躍中

グループ紹介

シルフィード

●ジャズダンスで

気持ちも体も若返っちゃおう

皆さんは「ジャズダンス」をご存じですか。もともとはジャズの音楽に合わせて踊るダンスだったそうですが、今はロックからポップスまで、幅広いジャンルの音楽に合わせて踊るようになっていきます。

会員のほとんどが主婦で、ダンス歴は、4年から17年のベテランまで様々。ストレッチや柔軟体操で体の基礎を作っていくため、肩こり解消や老化防止にもつながり、健康的な体を維持できます。体の健康は、心の健康。いつまでも健康な体と心を維持したいですね。また、ジャズダンスは、子どもでも踊れるので、親子で一緒に楽しんで踊れるのも魅力です。

皆さんも一緒に、ジャズダンスで楽しみませんか。



シルフィードの皆さん

会員数 15人 代表 松浦智子さん(神長中)  
◇毎週木曜日の午前10時~正午に、袋井南公民館で活動しています。体験もできます。気軽にお越しください。  
☎松浦智子さん ☎42-4961

「12月6日、神長地区自主防災隊で家具固定講習会を実施。講師の説明を聞き、地震への備えを確認しました」  
神長地区自主防災隊

**地震に備え家具の固定を**



「今年の寅年にちなんで、ほくもトラの格好に挑戦」  
柳澤溪太郎くん(11か月)田端

**我が家のトラ**

「パパ・ママ、かわいく撮ってね！」  
本多愛里ちゃん(4か月)田町

**きめポーズ**



待ってます!

## 街の写真館

地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666 袋井市役所秘書広報課広報聴係



**弾き語り**

「どんな歌を歌おうかな♪」  
杉井美実ちゃん(8か月)川井中

市政Q&A

<原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車>

区分	必要なもの	届け出先
・名義変更	・元の所有者が、新しい所有者に車を譲渡したことが証明できる書類 ・新しい所有者の印鑑	市役所2階税務課または、支所1階市民サービス課
・廃車 ・市外へ転出 ・他市区町村の標識を返却	・ナンバープレート ・所有者の印鑑	

22年度分も課税されます。届け出が無い場合は、平成の手続きをしてください。

廃車や市外への転出、名義変更をする場合には、次の手続きをしてください。

**A!** 軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車などをお持ちの方に、車両の定置場所の市区町村によって課税されます。

**Q?** 軽自動車などの名義変更手続きや軽自動車税について教えてください。



亡くなった方の名義になつている場合は、必ず名義変更をしてください。

手続きを他人に委任した方は、届け出が済んでいるか、お確かめください。

<軽四輪車、125cc超の二輪車など>

区分	届け出・問合せ先
・軽四輪車、軽三輪車(標識「浜松50、浜松40、浜松580、浜松480」など)	軽自動車販売店協会浜松支所(浜松市東区貴平町字沖ノ宮567-2) ☎053-435-4001
・125cc超~250ccの二輪車(標識「1浜松」など)	陸運支局浜松自動車検査登録事務所(浜松市東区流通元町11-1) ☎050-5540-2052
・250cc超の二輪車(標識「浜松」など)	
・小型特殊(標識「浜松99る」)	

☎市民サービス課市民サービス係 231-9212

☎税務課収納対策室 44-3111